

(平成25年4月3日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認愛知地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 8件

厚生年金関係 8件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 5件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 4件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和48年12月25日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年12月25日から49年1月1日まで
申立期間当時、A社に継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びA社から提出された人事異動通知から判断すると、申立人は申立期間において同社に継続して勤務し（昭和48年12月25日にB社から同社の関連会社であるA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険適用事業所名簿及びオンライン記録によると、A社は、昭和49年1月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間に適用事業所であった記録は確認できないものの、商業登記簿謄本によれば、同社は48年12月6日に株式会社として設立登記されており、申立期間において、5人以上の従業員が常時勤務していたと認められることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る事業所別被保険者名簿の昭和49年1月の記録から、6万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、申立期間におい

てA社は適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における資格喪失日に係る記録を昭和60年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を41万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年6月30日から同年7月1日まで

私は、昭和60年7月1日にC社に異動するまでA社及び関連会社に継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、健康保険組合の加入記録、及びA社から提出された厚生年金基金加入員資格喪失通知書、並びに同社の同僚が所持する給与明細書から判断すると、申立人が申立期間において同社に継続して勤務し（昭和60年7月1日に同社B事業所から同社の関連会社であるC社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社B事業所に係る厚生年金保険被保険者原票の昭和60年5月の記録から、41万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てどおりの届出を行ったと主張しているものの、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無く、事業主がA社B事業所における資格喪失日を昭和60年7月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所(当時)がこれを同年6月30日と記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日と誤って届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行

ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

愛知厚生年金 事案 7677

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支社における資格喪失日に係る記録を昭和40年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男(死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 明治44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年3月31日から同年4月1日まで

申立期間において、A社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の子が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社B支社から提出された健康保険厚生年金保険失業保険被保険者台帳及び同社の回答から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し(昭和40年4月1日に同社B支社から同社C支社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の厚生年金保険被保険者原票の昭和40年2月の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、確認できる資料が無いため不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和40年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所(当時)がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について、納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和58年11月1日とし、当該期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 10 月 31 日から同年 11 月 1 日まで

私は、昭和 58 年 3 月 13 日から同年 10 月 31 日までA社で勤務していた。しかし、厚生年金保険被保険者記録の資格喪失日が退職日と同日となっているため、同年 10 月が被保険者期間となっていない。在籍証明書を提出するので確認して申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA社発行の在籍証明書により、申立人が申立期間に同社に勤務していたことが認められる。

また、A社の元経理担当者は、「当時、会社の事務手続は適確に行われていなかったと思う。厚生年金保険の届出と給与の保険料控除を照らし合わせて確認などしていなかった。そのまま厚生年金保険料を控除していた可能性は高いと思う。」と証言しているところ、申立人と同様に月末に同社で厚生年金保険被保険者資格を喪失している同僚の給与支払明細書によると、同社が最後に支払った給与から厚生年金保険料を控除していたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社の健康保険厚生年金保険被保険者原票において確認できる昭和58年10月1日の定時決定の記録から、16

万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付したか否かについては、事業主は不明としているが、健康保険厚生年金保険被保険者原票の資格喪失日が雇用保険の離職日（昭和58年10月30日）の翌日である同年10月31日となっていることから、公共職業安定所及び社会保険事務所（当時）の双方が誤って記録したとは考え難く、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年10月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B店における資格喪失日に係る記録を昭和50年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年2月28日から同年3月1日まで

申立期間は、A社B店から同社C店へ転勤した時期であり、給与から保険料が控除されていたので、適正な記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された従業員カード、同社からの回答、同社の複数の同僚の証言及び雇用保険の記録により、申立人が同社に継続して勤務し（昭和50年3月1日に同社B店から同社C店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和50年1月の記録から、16万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、確認できる資料が無いため不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和50年3月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年2月28日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年2月の保険料について、納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B店における資格喪失日に係る記録を昭和50年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年2月28日から同年3月1日まで

申立期間は、A社B店から同社C店へ転勤した時期であり、給与から保険料が控除されていたので、適正な記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社からの回答、同社の複数の同僚の証言及び雇用保険の記録から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和50年3月1日に同社B店から同社C店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、オンライン記録の昭和50年1月の記録から、16万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、確認できる資料が無いため不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和50年3月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年2月28日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年2月の保険料について、納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B営業所における資格喪失日に係る記録を昭和59年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年3月31日から同年4月1日まで

私は、昭和49年4月2日にA社に入社し62年5月20日まで継続して勤務した。

しかし、年金記録を確認したところ、A社B営業所から同社本社に転勤した際に同社B営業所を昭和59年3月31日に資格喪失し、同年4月1日に同社本社において被保険者資格を取得しているため、1か月の空白があることがわかった。

継続して勤務していたのは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びA社から提出された勤務履歴から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（同社B営業所から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、A社において転勤時の被保険者資格の取得日は、おおむね各月の1日となっているところ、申立人の同社本社における資格取得日は昭和59年4月1日となっていること、及びオンライン記録によると、申立人と一緒に手続されたと思われる同僚の同社B営業所における資格喪失日が同日となっていることから、申立人の同社同営業所における資格喪失日を同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B営業所における健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和59年2月の記録から、22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和59年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を昭和23年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を22年2月から同年5月までは90円、同年6月から23年7月までは300円、同年8月及び同年9月は600円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 22 年 2 月 22 日から 23 年 10 月 1 日まで

A事業所の記録が昭和22年2月22日で資格喪失になっているが、実際には23年*月まで働いていた。同僚が出産間近（同年*月*日出産）の私が退職できるよう理事長に口添えしてくれ、10月に退職したので、証言してくれると思う。記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA事業所における厚生年金保険被保険者記録は、昭和19年10月1日に資格を取得し、22年2月22日に喪失していることが確認できる。

しかしながら、申立人のA事業所における勤務期間の記憶は具体性がある上、申立人は、「自分と同時期に辞めた人はいなかった。途中で仕事内容や勤務時間が変更されたことはなく、長女出産の約1か月半前の昭和23年*月頃まで勤務した。」と述べているところ、同僚も「申立人が出産間近でお腹が大きく大変そうなので、辞められるように理事長に口添えした。辞めるまでは途中で仕事内容や勤務時間が変わったことはない。」と証言している。

また、当該同僚は、申立人は自分と同じ事務員であったこと、及び自身のA事業所における退職日と厚生年金保険の資格喪失日の記録は符合している旨証言している。

これらの事実を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人及び同僚の健康保険労働者年金保険被保険者名簿等の記録から、昭和22年2月から同年5月までは90円、同年6月から23年7月までは300円、同年8月及び同年9月は600円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年11月から51年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年11月から51年6月まで

私は、20歳になった昭和42年*月にはまだ大学生だったので、父親が国民年金の加入手続を行い、私が結婚（46年11月）するまでの保険料を家族の分と一緒に、商売上の取引があった銀行の集金人に納付してくれていたと思う。婚姻期間中の保険料は誰が納付したか分からないが、その後、離婚（52年9月）して実家に戻ってから家業が法人化されるまでの保険料も、婚姻前と同様に、父親が家族の分と一緒に銀行の集金人に納付してくれていたと思う。弟は20歳になった45年*月以降の保険料は納付済みであると聞いており、多分、父親は私と弟の二人の保険料と一緒に納付していたと思うので、申立期間の保険料が納付済みであることを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金加入手続及び婚姻期間以外の申立期間に係る国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする父親は既に亡くなっているほか、婚姻期間の申立期間に係る国民年金保険料は誰が納付したか分からないとしていることから、加入手続及び保険料納付状況の詳細は不明である。

また、申立人は、20歳（昭和42年*月）に到達した時に、父親が申立人に係る国民年金加入手続を行い、申立期間（婚姻期間中を除く。）の保険料を納付したとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号前後の任意加入被保険者の資格取得状況によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、52年10月頃に払い出されており、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、この頃に申立人の国民年金加入手続が行われ、この加入手続の際に、資格取得日を42年*月（20歳到達時）とする事務処理

が行われたものとみられる。このため、申立人は、申立期間当時、国民年金に未加入であり、父親が保険料を納付することはできなかったものと考えられる上、この加入手続時期を基準とすると、申立期間のうち、同年*月から50年6月までの保険料は既に時効（2年）が成立しており、遡って保険料を納付することもできない。

さらに、申立人は、申立期間当時に同居していた弟についても、父親が申立人と同様に20歳になった時（昭和45年*月）に国民年金に加入手続を行い、保険料を納付してくれていたと思うとしているが、弟の国民年金加入手続は、国民年金手帳記号番号前後の任意加入被保険者の資格取得状況から、57年11月頃からは58年2月頃までの間に行われ、この加入手続の際に資格取得日を45年*月（20歳到達時）とする事務処理が行われたとみられるところ、申立期間のうち、弟の被保険者資格取得日以降の期間についても弟の保険料が納付された形跡は見当たらない。

加えて、国民年金被保険者台帳及びA市の国民年金納付記録のいずれも申立期間の保険料は未納とされており、オンライン記録との食い違いは無い。このほか、申立人及びその父親が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 4 月から 34 年 2 月まで
② 昭和 34 年 4 月から 37 年 12 月まで

申立期間①については、A社で勤務をしていた。当時、同社には10人ぐらいの社員が在籍していたと思う。

申立期間②については、学校の進路指導教諭の紹介でB事業所に勤務していた。所長を含め、10人ほどが在籍していたと思う。

申立期間①及び②において、A社及びB事業所に勤務していたのは間違いないので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、「A社はC市D区にあり、そこで勤務をしていた。」と述べているところ、当該期間に係るA社の厚生年金保険被保険者記録が認められる複数の同僚が、「A社の営業所はC市D区にあった。」旨証言していることから、期間を特定することはできないものの、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかし、A社は、「当時の資料は保管していないため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについては不明である。」と回答していること、現在の同社事業主は、「先代の社長は亡くなっている上、私も幼かったので詳しいことは分からない。」旨証言していること、及び同社の複数の同僚は、申立人のことは記憶に無いとしていることから、当該期間における申立人の厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

また、上記同僚のうちの1人は、「当時、男性従業員は6人ないし7人いたと思う。」としており、申立人も、「男性が5人ないし7人いたと思う。」と述べているが、申立期間①に係るA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿にお

いて確認できる男性の被保険者は3人のみであること、及び別の同僚2人は、「当時、30人ないし40人が営業所及び工場に在籍していた。」と回答しているものの、上記被保険者名簿において確認できる被保険者は12人であることから、当該期間当時、同社においては必ずしも従業員全員が厚生年金保険の被保険者資格を取得していなかった状況がうかがえる。

さらに、A社の申立期間①に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番も無い。

申立期間②について、申立人は、「B事業所に勤務していた。職員6人の名前を覚えており、当時の写真2枚（そのうち1枚の裏面には「36.2.1」との記載）を保管している。」としているところ、B事業所によると、「名前が挙がっている6人のうち1人については、昭和36年の職員録で確認できる。」旨回答していることから、期間を特定することはできないものの、申立人がB事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかし、厚生年金保険適用事業所台帳によると、B事業所は、申立期間②より後の昭和58年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、当該期間当時に適用事業所であった記録が確認できない。

また、B事業所は、「当時の資料は保管されていないため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについては不明であるが、B事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和58年4月であることから、当時は厚生年金保険に加入することはできなかったものと考えられる。」旨回答している。

さらに、申立人が同職種の同僚として名前を挙げた6人のうち2人は姓のみの記憶であり、残りの4人は、オンライン記録によると、同姓同名の者が多数確認できるため、当該同僚を特定することができず、証言を得ることができないことから、申立期間②における申立人の厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 7 月 5 日から 49 年 8 月 12 日まで
申立期間において、A社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「厚生年金保険の記録は、昭和 48 年 7 月 5 日にA社で被保険者資格を喪失したことになるが、申立期間においても、同社に継続して勤務していた。」と主張している。

しかし、A社から提出された健康保険厚生年金被保険者名簿によると、申立人は、同社において、昭和 48 年 5 月 25 日に被保険者資格を取得し、同年 7 月 4 日に退職した旨記載されており、厚生年金保険被保険者の資格喪失日はその事業所に使用されなくなった日の翌日とされているところ、当該退職日の翌日は、申立人の健康保険厚生年金被保険者原票及びオンライン記録の被保険者資格喪失日と一致していることが確認できる。

また、A社の複数の同僚に照会したものの、申立人の主張を裏付ける証言は得られない。

さらに、申立人は、A社の前にはB大学で勤務していたと主張しているところ、同大学を運営するC学園から提出された在職証明書により、申立人は、申立期間のうち、昭和48年7月10日から49年3月11日までの期間については、同大学に在職していたことが確認できる上、D事業団からの回答により、申立人は、当該期間について、同学校が加入している共済制度の加入者となっていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間におけるA社の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、農林漁業団体職員共済組合員として掛金を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 51 年 12 月 21 日から 53 年 9 月まで
② 昭和 55 年 9 月 1 日から 61 年 4 月 1 日まで

A事業所に勤務した期間のうち、申立期間についての農林漁業団体職員共済組合の加入記録が無い。同事業所で勤務していたのは間違いないので、当該期間を同組合の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A事業所から提出された雇用契約書により、申立人は、当該期間のうち、昭和52年3月7日から53年4月30日までの期間において、同事業所に勤務していたことが確認できる。

しかし、農林漁業団体職員共済組合は、「申立てのあった期間については、申立人に係る組合員資格の記録が確認できない。」と回答している上、A事業所は、「当時の資料がなく、申立人の申立期間当時の農林漁業団体職員共済組合の取扱いは、不明である。」と回答しており、申立人の当該期間に係る農林漁業団体職員共済組合の取扱いについて確認できない。

また、複数の同僚は、「当時のA事業所における農林漁業団体職員共済組合の取扱いについては、分からない。」と証言している。

申立期間②については、A事業所から提出された雇用契約書、健康保険被保険者記録及び雇用保険の記録により、申立人が申立期間において、同事業所に勤務していたことが確認できる。

しかし、申立人と同年又はその翌年にA事業所において健康保険の被保険者資格を取得している複数の同僚の記録を調査したところ、申立人と同様の勤務形態である嘱託者として雇用契約がある期間は健康保険の被保険者記録は確認できるものの、農林漁業団体職員共済組合員資格の記録は確認できない上、

同事業所は、「当時の資料が無く、申立人の申立期間当時の農林漁業団体職員共済組合の取扱いは、不明である。」と回答しており、申立人の当該期間に係る農林漁業団体職員共済組合の取扱いについて確認できない。

また、農林漁業団体職員共済組合は、「申立てのあった期間については、申立人に係る組合員資格の記録が確認できない。」と回答している。

さらに、複数の同僚は、「申立期間当時の事業所における農林漁業団体職員共済組合の取扱いについては、分からない。」と証言している。

このほか、申立人の申立期間①及び②における農林漁業団体職員共済組合の掛金を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が農林漁業団体職員共済組合員として、申立期間①及び②に係る掛金を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

愛知（静岡）厚生年金 事案 7686（静岡厚生年金事案 1136、1993 及び 2240 の再
申立て）

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 11 月 25 日から 38 年 2 月 1 日まで
② 昭和 38 年 3 月 14 日から同年 8 月 26 日まで

A社に昭和 38 年の夏まで勤務していたことは、新たに提出した同僚の陳述書から間違いないので、申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間に係る当初の申立てについては、i) 申立人と同日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる同僚及びA社において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる他の同僚は、「A社において厚生年金保険に加入する前から当該事業所で勤務している。」と証言している上、申立期間当時の社会保険事務担当者は、「当時は入社後しばらく勤務状況をみた後で厚生年金保険に加入させることがあった。」と回答していることから、当該事業所では、必ずしも入社後すぐに厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえること、ii) 申立期間当時の社会保険事務担当者は、「申立人は短い勤務期間であったと記憶している。また、厚生年金保険に加入していない期間の保険料を控除することは無い。」と回答していること、iii) 厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿によると、申立人に対して、昭和38年2月1日にA社の被保険者として被保険者記号番号が払い出されていることが確認できること、iv) A社に照会したところ、申立期間当時の人事記録等の書類は残されていないと回答しており、申立人に係る厚生年金保険の適用及び保険料控除の状況について確認できる関連資料を得ることはできないこと、v) 申立期間当時にA社が加入していたB健康保険組合は、申立期間当時の健康保

険の加入記録は保存されていないと回答していることから、既に年金記録確認静岡地方第三者委員会の決定に基づき、平成22年7月16日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立期間に係る2度目の申立てについては、申立人は、新たな資料として、A社が作成した意見書を提出しているが、当該意見書には「当社に書類が無く、加入期間等について証明出来るものではありません。」と記載されていること等から、既に年金記録確認静岡地方第三者委員会の決定に基づき、平成23年9月30日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立期間に係る3度目の申立てについては、申立人は、新たな資料として、i) A社が作成した事業所整理記号の変更経過、ii) 申立人がA社で使用していた前掛けの写真、iii) 元同僚が作成した申立人の在職についての証言書を提出している。

しかし、i) A社は、「事業所記号の変更経過を記入しただけで、申立人の厚生年金保険の加入状況を証明するものではない。」と回答していること、ii) A社は前掛けの写真について、「写真の前掛けの支給時期、支給対象者についての資料は無く、長期間勤務していた者に配っていたとする事実は確認できない。」と回答していること、iii) 上述の証言書を作成した元同僚は、「申立人が勤務していたことは記憶しているが、勤務期間については思い出せない。」と証言していること等から、既に年金記録確認静岡地方第三者委員会の決定に基づき、平成24年5月11日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、今回、4度目の申立てとして、申立人は、「A社では、油が入ったドラム缶を運ぶ仕事をしていたが、空になったドラム缶を回収する際に、残った油を集めて利用していた覚えがある。今回新たに提出した同僚の陳述書には、ドラム缶に残った油は、夏の暑い時期だけに採れるものと記載されており、私が昭和38年夏頃まで同事業所に勤務していたことは間違いない。」と主張している。

しかし、A社の厚生年金保険被保険者記録が認められる複数の同僚は、「ドラム缶に残った油は年中採れるものであり、夏の暑い時期に限ったものではない。」と証言していることから、申立期間①及び②における申立人の勤務実態を確認することができない。

このほかにこれまでの決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。